

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年2月14日

【四半期会計期間】 第91期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)

【会社名】 株式会社 極洋

【英訳名】 KYOKUYO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 多田久樹

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂三丁目3番5号

【電話番号】 03(5545)0703

【事務連絡者氏名】 企画部長 木山修一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂三丁目3番5号

【電話番号】 03(5545)0703

【事務連絡者氏名】 企画部長 木山修一

【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第90期 第3四半期 連結累計期間	第91期 第3四半期 連結累計期間	第90期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高 (百万円)	137,793	157,156	178,046
経常利益 (百万円)	1,960	2,950	2,262
四半期(当期)純利益 (百万円)	952	2,724	1,269
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	967	3,172	1,889
純資産額 (百万円)	17,769	21,294	18,683
総資産額 (百万円)	91,859	100,756	83,245
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	9.07	25.94	12.08
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	25.77	-
自己資本比率 (%)	19.1	21.0	22.1

回次	第90期 第3四半期 連結会計期間	第91期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	7.55	8.04

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第90期第3四半期連結累計期間及び第90期における潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成25年10月21日開催の取締役会において、連結子会社である極洋海運株式会社を吸収合併することを決議いたしました。

なお、本合併は当社100%出資の連結子会社を対象とする簡易合併・略式合併となります。

1．合併の目的

当社連結子会社である極洋海運株式会社を吸収合併することにより、経営資源を集中させ、当社グループの経営効率の向上を図るものであります。

2．合併の要旨

(1) 合併の日程

取締役会決議日	平成25年10月21日
契約締結日	平成25年10月21日
実施予定日(効力発生日)	平成26年3月1日

(注)本合併は、当社においては会社法第796条第3項に規定する簡易合併であり、極洋海運株式会社においては会社法第784条第1項に規定する略式合併であるため、いずれも株主総会の承認決議を経ずに決定しております。

(2) 合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併で、本合併により極洋海運株式会社は解散いたします。

(3) 合併に係る割当ての内容

本合併による株式その他の金銭等の割当てはありません。

(4) 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

極洋海運株式会社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

3. 合併当事会社の概要(平成25年3月31日現在)

	(存続会社)	(消滅会社)
(1)名称	株式会社極洋	極洋海運株式会社
(2)所在地	東京都港区赤坂三丁目3番5号	東京都中央区日本橋二丁目3番6号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 多田 久樹	代表取締役社長 西浜 正幸
(4)事業内容	水産物の買付及び販売、冷凍食品の販売	果実・野菜・魚介類及び酪農品の海上輸送業
(5)資本金	5,664百万円	200百万円
(6)設立年月日	昭和12年9月3日	昭和61年11月5日
(7)発行済株式数	109,282,837株	4,000株
(8)決算期	3月31日	3月31日
(9)大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 5.72% 株式会社りそな銀行 4.78% 三井住友海上火災保険株式会社 4.38% 農林中央金庫 4.07%	株式会社極洋 100%
(10)直前事業年度の財政状態及び経営成績(平成25年3月期)		
純資産	18,683百万円(連結)	784百万円(単体)
総資産	83,245百万円(連結)	520百万円(単体)
1株当たり純資産	175.54円(連結)	196,170.50円(単体)
売上高	178,046百万円(連結)	2,554百万円(単体)
営業利益	2,324百万円(連結)	530百万円(単体)
経常利益	2,262百万円(連結)	545百万円(単体)
当期純利益	1,269百万円(連結)	543百万円(単体)
1株当たり当期純利益	12.08円(連結)	135,788.50円(単体)

4. 合併後の状況

本合併後の当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期に変更はありません。

5. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第3四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、米国財政協議を巡る先行き不透明感や新興国経済の景気減速懸念、回復の遅れている欧州経済など下振れ要因は残っているものの、一方で企業の設備投資や輸出に持ち直しの傾向が見られ、個人消費も拡大しており、緩やかに回復していると言えます。

水産・食品業界におきましては、多少値段が高くとも高品質な商品の売れ行きが伸びるなど、従来の低価格志向と異なる動きも出てきましたが、円安の影響による原材料コストの上昇もあり、厳しい状況を脱し切れておりません。

このような状況のもと当社グループでは、中期経営計画『パワーアップキョクヨー2015』2年目の目標達成に向けて取り組んでおります。また市販商品ブランド『シーマルシェ』を発表すると共に、宮城県塩釜市に新工場を建設することを決定し、家庭用冷凍食品分野への進出も進めております。

当第3四半期連結累計期間における売上高は、1,571億56百万円(前年同期比14.1%増)、営業利益は28億75百万円(前年同期比57.6%増)、経常利益は29億50百万円(前年同期比50.5%増)、四半期純利益は27億24百万円(前年同期比186.0%増)となりました。

セグメント別業績は次のとおりです。

水産商事セグメント

水産商事セグメントでは、堅調に推移した水産物市況を背景に、赤魚、ほっけ、さばなどの切身品、定塩さけ製品、伸ばしえびや生食用さけ・えび製品など、より加工度を増した利益率の高い製品の拡販に努めました。その結果、売上、利益ともに前年同期を上回りました。

この部門の売上高は794億7百万円(前年同期比25.3%増)、営業利益は28億13百万円(前年同期比165.8%増)となりました。

冷凍食品セグメント

冷凍食品セグメントでは、寿司種を中心とした生食用商品の販売が順調に進みました。『だんどり上手』シリーズとして他社との差別化を図った骨なし切り身商品は、アイテムを拡充し医療食や事業所給食向けに拡販を図りました。また、量販店や外食産業向けにエビフリッターなどの調理品やかに風味かまぼこの販促に努めました。その結果、この部門の売上は前年同期を上回りましたが、円安や生産コストの上昇、販売競争の激化により、利益は下回りました。

この部門の売上高は420億97百万円(前年同期比8.2%増)、営業利益は13百万円(前年同期比96.0%減)となりました。

常温食品セグメント

常温食品セグメントでは、さんまやさばなどの水産缶詰の他に、輸入缶詰や畜肉缶詰、海産珍味類などを量販店や大手コンビニルートへ拡販するとともに新規商材の開発に努めました。その結果、売上は前年同期を上回ったものの、円安や原材料価格高騰による製品のコストアップに対し、販売価格への転嫁が遅れたことにより、利益は下回りました。

この部門の売上高は130億53百万円(前年同期比12.1%増)、営業利益は17百万円(前年同期比85.8%減)となりました。

物流サービスセグメント

物流サービスセグメントにおける冷蔵倉庫事業では、設備の老朽化対策など必要な投資を行い、事業の効率化と営業力強化に努めました。冷蔵運搬船事業は、大幅にスリム化された船体編成のもと年間契約を中心に配船するなど効率のよい運航に努めました。その結果、この部門の売上は前年同期を下回ったものの、利益は上回りました。

この部門の売上高は22億79百万円(前年同期比17.3%減)、営業損失は1百万円(前年同期は営業損失3億25百万円)となりました。

鯉・鮪セグメント

鯉・鮪セグメントにおける加工及び販売事業は、国内外からの原料調達ルートを活用した加工品の販路拡大と在庫水準の適正化を図りました。養殖事業は、「本鮪の極」の市場でのブランド力が定着し、順調に販売が進みました。一方で、依然としてヨコワ(稚魚)の確保は苦戦しており、集魚エリアの拡充を図るとともに、完全養殖体制の早期実現に向けた孵化魚の育成に努めました。海外まき網事業は、魚価は堅調に推移したものの、近海操業の不漁や、稼働日数の減少により漁獲量が低迷したことから伸び悩みました。その結果、この部門の売上・利益ともに前年同期を下回りました。

この部門の売上高は202億64百万円(前年同期比3.7%減)、営業利益は5億30百万円(前年同期比38.8%減)となりました。

(2)財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間の総資産は、前連結会計年度末に比べ175億10百万円増加し、1,007億56百万円となりました。

流動資産は、受取手形及び売掛金並びにたな卸資産が増加したことなどにより、前連結会計年度末に比べ172億59百万円増加し、797億27百万円となりました。固定資産は、有形固定資産、無形固定資産ともに減価償却により減少したものの、投資有価証券の評価差額などの影響により、前連結会計年度末に比べ2億50百万円増加し、210億28百万円となりました。

負債合計は、支払手形及び買掛金並びに借入金が増加したことなどにより、前連結会計年度末に比べ148億99百万円増加し、794億61百万円となりました。

純資産は、前連結会計年度末に比べ26億11百万円増加し、212億94百万円となりました。

この結果、自己資本比率は21.0%(前連結会計年度末比1.1ポイント減)となりました。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

当社は株式会社の支配に関する基本方針として『当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)』を定めており、平成23年6月24日開催の第88回定時株主総会において、その内容を一部変更するとともに平成26年開催の定時株主総会終結の時まで継続することをご承認いただいております。

当該方針の概要は下記のとおりです。なお詳細につきましては当社ホームページ掲載の「当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の継続に関するお知らせ」本文をご参照ください。

(参考URL <http://www.kyokuyo.co.jp/ir/pdf/bouei110513.pdf>)

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、ならびに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大量買付を意図する者が現れた場合は、買付者に買付の条件ならびに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や、必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記基本方針に照らし、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しております。

ア.中期経営計画の策定

当社は、当社の企業価値、株主共同の利益を向上させるため、平成24年度から平成26年度までの3ヵ年中期経営計画『パワーアップキョクヨー2015』を策定し、『加工戦略』と『グローバル戦略』に新たに『シナジー戦略』を加えた3つを基本方針として事業展開をしております。

イ.コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、コーポレート・ガバナンスに関しては、公正な経営を実現することを優先課題としております。取締役会・監査役会・会計監査人など法律上の機能に加え、内部統制機能の強化により経営の透明性の向上とコンプライアンスを徹底し、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することで、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社取締役会は、上記の基本的な考え方に立ち、大規模買付者が取締役会に対して事前に必要かつ十分な情報提供をし、取締役会による一定の検討時間が経過した後に大規模買付行為を開始するといった一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は原則として対抗措置はとりません。当該買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、ご判断いただくこととなります。但し、買収行為が結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に対抗措置を取ることがあります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、対抗措置をとり買収行為に対抗する場合があります。具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、その内容につきまして速やかに開示いたします。

本プランの有効期限は平成26年6月に開催される定時株主総会となっておりますが、有効期限の満了前であっても、株主総会あるいは取締役会において本プランを変更、廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で変更、廃止されるものとします。本プランについて変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示いたします。

本プランにおける対抗措置の発動等の判断に際しては、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

なお、取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社経営陣の地位の維持を目的とするものはないと判断しております。

- ア．買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること
- イ．株主意思を重視するものであること
- ウ．独立性の高い社外者の判断を重視していること
- エ．合理的な客観的要件を設定していること
- オ．独立した外部専門家の意見を取得していること
- カ．デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

(4)研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は2億8百万円であります。

(5)経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し、今後の方針について

当社グループは企業理念として、人間尊重を経営の基本に、健康で心豊かな生活と食文化に貢献し、社会とともに成長することを目指しております。その実現のため、水産物を中心とした総合食品会社として成長するとともに、安心・安全な食品の供給と環境保全を経営の重点課題に掲げております。また、内部統制システムを整備し企業倫理の徹底、法令の遵守、情報の共有化を進めるとともに、的確な情報開示による透明度の高い事業運営を行うことにより企業価値を高め、社会に貢献してまいります。

このような状況のもと、当社グループは中期経営計画『パワーアップキョクヨー2015』2年目の目標達成に向けて取り組んでおります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	437,000,000
計	437,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	109,282,837	109,282,837	東京証券取引所 (市場第1部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式。 単元株式数は1,000株であり ます。
計	109,282,837	109,282,837		

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2018年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債

決議年月日	平成25年11月20日
新株予約権の数(個)	600 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,902,077 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	337 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成25年12月27日～平成30年11月26日 (注) 4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 337 資本組入額 169 (注) 5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資す るものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の額 面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 . 本新株予約権付社債の額面5百万円につき本新株予約権1個が割り当てられている。

2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転する数は、行使請求に係る本社債の元本金額の総額を(注)3記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による精算は行わない。
3. (イ)本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の額面金額と同額とする。
- (ロ)当初転換価額は、337円とする。
- (ハ)転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社の保有する自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当を含む。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社のストックオプションプランその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。

4. 平成25年12月27日から平成30年11月26日の銀行営業終了時(いずれもルクセンブルグ時間)までとする。但し、()本社債が税制変更による繰上償還、組織再編等による繰上償還、上場廃止による繰上償還、クリーンアップコール条項による繰上償還及びスキーズアウトによる繰上償還の場合は、当該償還日の5営業日前の日における銀行営業終了時(ルクセンブルグ時間)まで、()本新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還の場合は、平成28年12月9日の5営業日前の日における銀行営業終了時(ルクセンブルグ時間)まで、また()本社債の債務不履行等により期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失時点までとする。上記のいずれの場合も、平成30年11月26日の銀行営業時間終了時(ルクセンブルグ時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は本新株予約権を行使することができないものとする。

上記にかかわらず、本新株予約権は、本新株予約権の行使の効力が発生する東京における日(又は当該行使日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日)が、株主確定日(以下に定義する。)の東京における2営業日前の日(当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、当該株主確定日の東京における3営業日前の日)(その日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、当該株主確定日の東京における翌営業日)(その日を含む。)までの期間に該当する場合には、行使することができない。

「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)第151条第1項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。

5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

本社債に基づく当社の義務が、組織再編等に基づき承継会社等に移転する場合、以下の条件に従って、承継会社等から本社債権者に対し、本新株予約権に代えて新たな新株予約権を付与することができる。かかる場合、当社は承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日直前において残存する本社債権の保有者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権行使の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権行使の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により発行又は交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件及び下記を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定する。

() 合併行為又は持株会社化行為の場合、承継会社等の新株予約権の転換価額は、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使したとすれば取得されたであろう当社普通株式の数(当該株式数を以下「潜在的取得株式数」という。)に相当する数の本株式の保有者が当該組織再編等により受領する承継会社等の普通株式数(以下「交付可能株式数」という。)を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使した承継会社等の新株予約権の保有者が取得できるよう決定する。合併行為の効力発生に際し、承継会社等の普通株式以外の有価証券又はその他資産が、潜在的取得株式数の保有者に交付される場合には、当該潜在的取得株式数の保有者に交付される有価証券又は資産の公正市場価格を承継会社等の普通株式1株当たりの時価で除して算出される株式数も交付可能株式数に含まれるものとする。

() いずれの組織再編等の場合においても、承継会社等の新株予約権の転換価額は、本新株予約権付社債の所持人が当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使したとすれば取得したであろう当社の決定する同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使した承継会社等の本新株予約権の保有者が取得できるように決定する。承継会社等の新株予約権の転換価額は上記3(ハ)と同様の調整に服する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際し、本新株予約権付社債の所持人は、承継会社等に引き受けられた当該社債の元本金額相当額で本社債を現物出資し、当該本社債は承継会社等に取得されたものとみなされる。

新株予約権を行使することができる期間

承継会社等の新株予約権は、組織再編等の効力発生日又は承継会社等の新株予約権が交付された日のいずれか遅い方の日(当日を含む。)から本新株予約権の行使期間の最終日まで(当日を含む。)の期間いつでも行使することができる。

新株予約権の行使のその他の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の行使により株式を発行した場合に増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等に組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等の普通株式につき生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による精算は行わないものとする。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年12月31日		109,282		5,664		742

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,250,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 104,837,000	104,837	同上
単元未満株式	普通株式 195,837		同上
発行済株式総数	109,282,837		
総株主の議決権		104,837	

- (注) 1. 上記「完全議決権株式(その他)」の中には、証券保管振替機構名義の株式が12,000株(議決権12個)含まれております。
2. 「単元未満株式」の中には、当社所有の自己株式551株が含まれております。
3. 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 極洋	東京都港区赤坂 三丁目3番5号	4,250,000		4,250,000	3.88
計		4,250,000		4,250,000	3.88

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、井上監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,888	4,637
受取手形及び売掛金	22,579	36,630
たな卸資産	32,307	33,995
その他	3,719	4,499
貸倒引当金	26	35
流動資産合計	62,467	79,727
固定資産		
有形固定資産	11,281	10,722
無形固定資産		
のれん	196	111
その他	378	347
無形固定資産合計	575	458
投資その他の資産		
投資有価証券	5,185	6,836
その他	3,745	3,015
貸倒引当金	11	3
投資その他の資産合計	8,920	9,848
固定資産合計	20,778	21,028
資産合計	83,245	100,756

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	7,183	9,045
短期借入金	23,191	29,755
コマーシャル・ペーパー	10,000	10,000
未払法人税等	1,288	1,063
引当金	722	333
その他	6,960	8,044
流動負債合計	49,345	58,243
固定負債		
新株予約権付社債	-	3,000
長期借入金	8,153	12,190
退職給付引当金	5,832	5,009
その他の引当金	98	80
資産除去債務	51	51
その他	1,081	887
固定負債合計	15,216	21,218
負債合計	64,562	79,461
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,664	5,664
資本剰余金	749	749
利益剰余金	12,846	15,045
自己株式	747	748
株主資本合計	18,512	20,711
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	113	212
繰延ヘッジ損益	142	144
為替換算調整勘定	104	63
その他の包括利益累計額合計	75	421
少数株主持分	245	161
純資産合計	18,683	21,294
負債純資産合計	83,245	100,756

(2)【四半期連結損益及び包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
売上高	137,793	157,156
売上原価	121,981	140,290
売上総利益	15,811	16,866
販売費及び一般管理費	13,986	13,991
営業利益	1,824	2,875
営業外収益		
受取利息	50	52
受取配当金	97	88
補助金収入	104	112
為替差益	52	46
その他	145	124
営業外収益合計	451	423
営業外費用		
支払利息	286	286
その他	28	62
営業外費用合計	315	349
経常利益	1,960	2,950
特別利益		
固定資産処分益	13	2
厚生年金基金代行返上益	-	1,267
企業結合における交換利益	-	197
投資有価証券売却益	-	16
国庫補助金	30	-
特別利益合計	44	1,484
特別損失		
固定資産処分損	3	24
投資有価証券評価損	54	-
その他	3	-
特別損失合計	61	24
税金等調整前四半期純利益	1,942	4,410
法人税、住民税及び事業税	1,062	1,599
法人税等調整額	48	253
法人税等合計	1,014	1,853
少数株主損益調整前四半期純利益	928	2,556
少数株主損失()	24	168
四半期純利益	952	2,724

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
少数株主損失()	24	168
少数株主損益調整前四半期純利益	928	2,556
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	86	326
繰延ヘッジ損益	20	2
為替換算調整勘定	68	287
その他の包括利益合計	38	616
四半期包括利益	967	3,172
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,030	3,221
少数株主に係る四半期包括利益	63	48

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。

前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)	
THE UNION FROZEN PRODUCTS CO.,LTD.	1,000百万円	THE UNION FROZEN PRODUCTS CO.,LTD.	1,000百万円
計	1,000百万円	計	1,000百万円

(四半期連結損益及び包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
減価償却費	1,261百万円	1,123百万円
のれんの償却額	65 "	18 "

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	525	5	平成24年3月31日	平成24年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	525	5	平成25年3月31日	平成25年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	水産商事	冷凍食品	常温食品	物流サービス	鯉・鮪	その他	合計	調整額 (注1)	四半期連結 損益及び 包括利益計 算書計上額 (注2)
売上高									
外部顧客への売上高	63,371	38,919	11,642	2,756	21,051	52	137,793		137,793
セグメント間の内部 売上高又は振替高	14,441	2,301	132	775	766	651	19,069	19,069	
計	77,812	41,221	11,774	3,532	21,818	703	156,862	19,069	137,793
セグメント利益又は 損失()	1,058	338	120	325	866	80	2,139	314	1,824

- (注) 1. セグメント利益又は損失の調整額314百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用443百万円が含まれております。全社費用は、主に親会社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。
2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益及び包括利益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	水産商事	冷凍食品	常温食品	物流サービス	鯉・鮪	その他	合計	調整額 (注1)	四半期連結 損益及び 包括利益計 算書計上額 (注2)
売上高									
外部顧客への売上高	79,407	42,097	13,053	2,279	20,264	54	157,156		157,156
セグメント間の内部 売上高又は振替高	15,983	2,599	132	718	1,012	632	21,080	21,080	
計	95,391	44,697	13,185	2,998	21,276	687	178,237	21,080	157,156
セグメント利益又は 損失()	2,813	13	17	1	530	96	3,469	593	2,875

- (注) 1. セグメント利益又は損失の調整額593百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用553百万円が含まれております。全社費用は、主に親会社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。
2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益及び包括利益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	9円 07 銭	25円 94 銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	952	2,724
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	952	2,724
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,034	105,032
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		25円 77 銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)		679
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変更があったものの概要		

(注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月7日

株式会社極洋
取締役会 御中

井上監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 平 松 正 己 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 林 映 男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社極洋の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社極洋及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。